

経済的公平についての試論

—— ロールズの分配的正義を中心に ——

山 本 哲 三

目 次

はしがき

1. 経済的公平へのいくつかのアプローチ
2. ミクロ・厚生経済学における公平の解釈
3. ロールズの正義論の意義と疑義
4. 期待効用理論における公平
5. マクスミン原理とベイズ確率

おわりに

はしがき

効率と公平をめぐる問題はいまでも厚生経済学上、難解な問題の一つである。従来、経済分析の焦点は効率性に置かれ、公平は政府の所得再分配に関わる社会的価値観に属する問題として二次的に扱われてきた。市場経済は、財・サービスの需要を満たすやり方で、資本・土地と労働の生産要素に対する支払いというかたちで所得分配を生み出していく。このとき、初期の所得分配が不公平であれば、そうした分配状態が作りだす需要は、不公平な分配状態を継続させる。したがって、所得分配があまりに不公平で、所得格差が極端になる場合には、政府が「分配の正義」という社会的価値観に立って所得および富の再分

配に乗り出すのである。

経済学には、効率に関してはパレート公準のような厳格かつ明確な命題があるが、公平に関しては相応する厳格な命題はない。パレート効率性の概念が消費者選好の不可侵性、全員一致等の「価値自由な」考え方に立脚しているのに対し、公平の概念には平等思想が深く関わっている。その定義には倫理・道徳的な要素が不可欠のように思える。近代の人間平等説（ルソー）に立脚するにしても、こと経済次元において何をもって公平な所得というのか、その公平性はどのように立証されるのか。いかに公平を客観的に規定しようと努力しても、そこにはやはり道徳哲学上の問題が残るように思える。単なる報酬・所得の平等（＝均一所得）は、人間の努力や能力に差があることを考えればかえって不公平ということになるし、逆に所得が不平等であっても、そこに一定の根拠があればそれを簡単に不公平であると断定するのはむずかしいのである。

平等思想は人間が基本的に平等であることを認めるものの、権利の平等は、現実世界の社会的・経済的な不平等を否認するものではなく、不平等や格差はそれが一定の合理的根拠を有するときを除いては認められないというにすぎない。現在、もっとも普及している平等観は、結果的な平等というより、機会の均等である。ここでは、経済ゲームにおいてすべての人に勝利へのチャンスを均等に与えるようなルールが、公平ということになる。しかし、公平な経済ルールが人々に最適な報酬構造をもたらすとは限らない。公平なルールという手続と報酬・所得の公平性とは、関連するが、即応する関係にないのである。

公平をめぐる経済学上の問題については、既に多くの視点からのアプローチがあるが、本稿は、まずL. サロー⁽¹⁾のアプローチに依拠し、経済学が公平の問題をどう扱ってきたのかの検討から入る。ついで、ミクロ・厚生経済学的なアプローチを採り上げ、それが公平問題をどのように解いてきたのかをトレースし、その問題点を指摘する。そのうえで、公平問題に対しユニークな哲学から根本的な解決を図ったロールズの分配的正義の概念を取りあげ、公平への政

策的配慮という観点からロールズ正義論の再評価を試みる。彼の見解は、政府が経済的公平を考慮するとき、いかなる価値判断を下すべきかという問題に関し、現在でも重要な示唆を与えていると思われるからである。

1. 経済的公平に関する4つのアプローチ

L. サローによれば、経済学では公平に関し、次の4つのアプローチが試みられてきた。

(1) 市場主義。市場プロセスと手続に信頼を置き、人々がそこでの経済ゲームのルールに同意しているとき、市場ルールに基づく分配は、ゲームの結果がどうであろうと公平と見なすというものである。

(2) 個人選好規準主義。市場取引の結果が、人々の選好に一致すれば、それを公平と見なすというもので、ここでは経済ゲームの結果が個人的な選好に一致し、かつ経済的資源の分配が大勢の人々によって同意される時に、社会は公平を実現することになる。

(3) 功積 (merit) 主義。経済的資源が皆にメリットをもたらすように分配されるときに公平は達成されると見なす考え方で、人々に報酬を与える基準を彼が自由市場で生み出す限界生産物に置くものである。ここでは、もっとも大きな限界生産物を生み出す人がもっとも多くの報酬を得ることになる。

(4) 公益 (common good) 主義。公益 (財) を最大化するような経済的資源の分配に対応して公平と捉える考え方である。ここでは、改めて公益 (財) とは何かが問われることになる。

(1) では、市場で各人に勝つチャンスを平等に与えるルールとそこでの経済的報酬の最適な有り方が問題になる。特定のルールが正当であるかどうかを決めるのに用いられている手法は、そのルールの普遍化の度合いをテストするというやり方である。ここでは、人々が皆自ら選択し進んで遵守するようなルールが望ましいということになるが、市場経済のルールに則していえば、それは

「合理的な」人間の選好に基づくルールが普遍的ということになる。

(2) では、経済的公平を個々人の選好の集計に基づき規定しようとするものである。だが、この選好集計の手続は一度理論的な袋小路に陥ってしまい、社会厚生関数の概念も迷路に踏み込んでしまった。現在、再びパレート効率性に戻りながら、その制約下で公平が達成されないか、また効用集計関数に工夫を加え、社会厚生関数のモデルや関数形を見直すことで公平にアプローチできないかなど、さまざまな検討がなされているところである。

(3) では、成果に応じた報酬・所得システムこそ公平であるとみなすもので、分配の限界生産力理論が重要な規範となっている。パレート効率性が達成されている場合、生産要素に対する支払いは、すべて、財・サービスの供給総量に対するその生産要素の追加1単位の貢献度（＝限界生産物）に従うことになるが、こうした生産の側面からの原理は人々の所得分配にも貫徹させるべきであると考えるのである。

(4) では、公平な分配は一種の公共財として捉えられ、不公平は社会不安、犯罪、暴動など負の社会的外部性をもたらすため、是正されるべきだと考える。ここでは、それを確保するための最低条件として経済的権力と政治的権力の分離しが、すなわち民主政治が必要とされる。現行の分配が不平等である場合、公平を含意する「公益」は、よく「成長」という概念でも表現される。経済成長こそ雇用の増大と所得の上昇をもたらし、現行の不公平をある程度是正すると考えられるからである。また、この「公益」は消費の側面からも必要性や欲望の概念で説明されている。「ありあまる豊かさ（＝豊饒）」や「必要ないし欲望に基づく分配」が分配問題を解決するというのである。

以上、4つのアプローチのうち、(4)のアプローチは、公平を具体的に規定する手法としてははなはだ不十分である。確かに、豊かな社会が実現されれば、平等や公平の問題は解決しよう。人々は皆それぞれ欲するものをすべて手に入れ（＝経済的欲望の飽和状態）、他人を嫉妬・羨望する余地などなくなるから

である（＝無羨望の状態）。しかし、資本主義の歴史と現実、人々の欲望が非飽和であることを示している。「ありあまる豊かさ（＝豊饒）」は経済思想家の妄想にすぎないのである。だが、「必要に基づく配分」となると話は異なる。この場合には、もっとも貧しい人々に必要を満たすだけの報酬・所得額が与えられれば、すなわち、政府が所得の最低額を保証する仕組み（＝生活扶助等の最低生活保障制度）を整備さえすれば、公平は達成されよう。だが問題は、この「必要」の概念にある。「生理的な」意味ないし「健康・文化的」な意味での必要性は、先進福祉国家では社会保障制度の下でほぼ満たされている。それゆえ、そこでは人々の報酬・所得に格差があっても不公平は存在しないことになる。だが、「必要」という概念そのものが歴史的かつ社会的に相対的なものでしかないことに留意すれば、ことはそう簡単ではない。「必要」を厳密に定義しようとするると再び「欲望」に依存せざるを得ず、欲望によって「必要」を定義しようとするると、「必要」は具体的に規定できなくなる。例えば、貧しい人々が他の人々と同様な生活の享受を欲すれば、今度はそれが貧しい人々の必要性となり、このプロセスは永遠に続きかねない。その場合、「必要」は結局平均所得でしか定義しようがなくなるのである。

（4）の系論に「経済成長」こそが、公平への近道という考え方がある。だが、成長は「欲望」ないし「必要」に飽和状態をもたらすものではない。成長は一方で確かに不公平を是正する可能性を有しているが、他面でそれを拡大する可能性をも秘めている。現実の不公平ないし不平等にも一定の根拠があると考えれば、成長が所得分配を改善し、また社会的安定性の向上や犯罪・貧困の減少をもたらす、社会厚生が高まることを証明しなければならないが、いずれも実証するのはむずかしい。「成長」という概念を、現在の所得分配の不公平ないし不平等の是正に有力な政策として用いることには、相当の無理があるのである。

また残る3つのアプローチのうち、（3）のメリットに応じた報酬という功績

主義も、分配の規範論理としては不適當である。限界生産物の分配は、財・サービス市場の需要構造に依存しているが、この市場の需要は翻って見ると所得分配に依存している。つまり、限界生産物（市場で得られる所得）の分配は最初の貨幣所得に依存するが、市場で得られる貨幣所得はまた限界生産物に依存するといういわゆる「ニワトリが先か、タマゴが先か」という古典的な循環論法に陥ってしまうのである。ここから抜け出すためには、最初の所得分配が公平な所得分配であることを証明する必要があるが、限界生産力説はこうした問題を解決するものではない。むしろ、それが解決されていることを暗黙に前提したうえで、分配を公平に行うための技法を扱っているにすぎないからである⁽²⁾。したがって、経済的公平の概念は残る(1)、(2)のアプローチから検討されてしかるべきである。

2. ミクロ・厚生経済学における公平の解釈

ミクロ経済学およびその応用としての厚生経済学は、(1)、(2)のアプローチに依拠している。それらは、公平の問題を最大限「価値自由な」立場から考察し、そのうえで不可欠な道徳的要素（＝価値判断）を組み込めるような一般的な理論的な枠組みを提供するものである。まず、(1)のアプローチから検討しよう。

A. ミクロ・マクロ経済学のアプローチ

ミクロ経済学では、個人の選好とその集計を基準に、経済的な公平が規定される。純粋な交換経済を想定してみよう。一定の財ベクトル $W \in R_+^k$ があり、これを n 人の経済主体に分配するとしよう。このとき、公平な方法とは何であろうか。この問題を、各経済主体の選好が唯一の情報源であり、かつ各経済主体の活動が対称的であるような状態で解けば、対称的な分配（＝均等分配）が公平な分配ということになる。ただし、非効率な方法で財を均等分配しても、

資源配分の効率性 (=パレート効率性) の確保が優先されるため、そうした分配は、効率性原理を前に修正を余儀なくされることになる。

だが、パレート効率性には、所得分配の修正を扱う第二定理を想起するまでもなく、多様な分配状態がある。この点、上で見たような均等分配は「外から見た」対称性というにすぎない。これに対し、本来の意味で求められるべき公平性は「内在的対称性」、すなわち個々の経済主体の選好に依存した対称性から導かれる分配であろう⁽³⁾。ここでは、次の二つの公平の定義がきわめて重要となる。

定義 A：自分の財ベクトルよりも、他の経済主体の財ベクトルのほうをより選好する経済主体が一人も存在しないとき、分配 X は公平である (=無羨望)。記号で表記すると、 $X_i \geq iX_j$ であるとき、分配 X は公平である。

定義 B：分配 X は、それが効率的かつ公平な (efficient and equitable) とき、公正 (fairness) である。

だが、このような公平かつ公正の分配は、はたして存在するのであろうか。経済学は、これを均等な富ないし所得を伴うワルラス均衡のなかに見出している⁽⁴⁾。上の定義から次の定理 1 が導かれる。

定理 1： (X^*, p^*) を均等な富を伴うワルラス均衡、すなわちすべての i と j について $p^* \cdot W_i = p^* \cdot W_j$ となるワルラス均衡が存在すれば、そのとき X^* は公正な分配である。但し、 W は財の初期賦存ベクトルである。

どのような条件の下でこうしたワルラス均衡が存在するかはすでに解明されている。したがって、公正な分配を確保するには、初期賦存ベクトル W を均等に分配し、そのうえでワルラス均衡を導出できる完全競争市場を整備すればよいことになる。

ここで前提になっている個人の選好の対称性、効用関数の同一性の仮定を緩和しても、ワルラス的な公平は成立する。この場合にも、ある分配が他の分配よりも良いと判断できる状況は発生するからである。所得を再配分してもバ

レート効率性は維持可能であるというパレート最適の第二原理を想起すれば、これは富裕な人がそうでない人に彼の所得の一部を自発的に与えることで達成されよう。この贈与（慈善活動や寄付を含む）に反対する人、また贈与によって困る人が出ないかぎり、譲渡後の所得分配が譲渡前の所得分配よりも好まれるのは確実である。したがって問題は、自発的な贈与による所得の再分配はありうるのかということに収斂する。

贈与の概念はさまざまに根拠づけられている。第一は、贈与はその当人にある種の満足を与える可能性があることである。個々人の効用は独立的かつ自己完結的なものではなく、相互依存적であるかもしれないのである⁽⁵⁾。もし贈与がなくても、政府が贈与を代行（＝累進課税、最低生活保障制度等の所得再分配政策）すれば、同じ効果を導けよう。第二に、贈与は犯罪・貧困の撲滅や社会の安定化に関し、正の社会的な外部性をもたらすことである。この外部効果は、翻って再び個々人の効用関数に組み入れられる。ここでは問題は、誰から誰への贈与なのかという点から、贈与に関わる人々の数と社会厚生のほうに移る。ある分配状態において自分の所得の一部を貧しい人々に贈与する人がいて、その所得移転によって新たな分配状態に移行するとき、それは以前よりもっと公平な分配状態を生み出すことになる。したがって、パレートの公平とは、もはやそれ以上の所得移転が起こらない状態ということになる。このワルラス的な公平は、完全競争市場の世界では、各経済主体が異なる能力を持つ場合も維持される。例えば、労働能力の初期分配が任意に与えられる場合にも、ワルラス的な公平は修正なしに達成される⁽⁶⁾。

だが、物的資産が異なる場合には、事情は異なる。そこでワルラス的な公平を維持するには、現行の所得分配をリシャッフルし、各人の初期賦存量の価値を同一にする必要がある。もう一つの問題は、ワルラス的な公平はたしかに任意の所得分配にのみ依存して公平を導くが、贈与するだけの所得がない人たちの選好をまったく考慮していない点にある。すなわち、その人たちは贈与社会

のなかで、公平を定める投票権を有しておらず、個人間の選好のウェイトづけでゼロ・ウェイトを割り当てられてしまう。要するに、ワルラス的ないしパレート的な公平は、理論的に有意義ではあるが、公平とは何かの規定に向け十分な規準を与えるものではない。根本的な問題は、完全競争市場の理論の枠を超えられないところにある。この壁を超えて、より具体的に公平に迫ろうとしたのが、(2) のアプローチである。

B. 厚生経済学的なアプローチ

ここでは、個人の効用関数およびその集計関数 (= 「個人主義的な社会厚生関数」) が、公平を考察するうえで重要となる。この社会厚生関数 $\{W(u_1, u_2, \dots, u_n)\}$ は、通常、個人の効用にのみ依存するものと仮定され、集計において誰もゼロや負のウェイトを付けられることはない。そのため、社会厚生関数はある人の厚生が改善されると、他の誰の厚生も悪化しないかぎり増加する性質を有することになる。すなわち、任意の家計の効用水準が増えたときに社会厚生水準も増加する性質を備えている ($\partial W / \partial u_i$)。もし個々人の効用関数がわかり、それが適切に集計され、社会厚生関数として与えられれば、経済の変化が公平にもたらす影響の分析が可能となる。政府の目標は、通常、社会厚生を最大化に置かれるため、それに向けた経済の変化は、暗黙のうちに公平にとっても望ましいものとされる。ここから、公平の追求においても社会厚生を最大化が重要視されるようになり、効率性を扱う場合と同様、公平問題も制約付き最適化問題に還元される傾向が生まれたのである。

たしかに、社会厚生の評価と不平等測度の構成との間には密接な関連がある。不平等度が2つの所得分布で異なる時、不平等度が大きい分布の下では社会厚生が低くなるような社会厚生関数を形成することができるし、逆にある社会厚生関数に従って2つの社会状態に優劣がつけられる時、優れた状態が劣った状態より不平等度が小さくなるように不平等測度を構成することもできる。

だが、対応する両概念が同時に望ましい性質を持っているかどうかは、検討の余地がある。例えば、通常の社会厚生関数に課される制約条件と整合的であるような所得分布の比較基準としてはローレンツ曲線とジニ係数⁽⁷⁾、また効用関数に厳密な凹関数を仮定した「アトキンソンの定理」などがよく利用されており⁽⁸⁾、公平への政策指針を与えている。

とはいえ、社会厚生関数を用いた公平へのアプローチは、理論的に多くの問題を抱えている。次の一連の難問を十分には解決していないのである。第一に、効用の数量化と計測という試みが袋小路に陥っていることである。基数的な効用関数はたしかにある種の集計関数の特定を導くが、同じ財・サービスを消費しても各人の嗜好によってその効用の大きさはさまざまである。このことを考えれば、基数的な効用関数で主観的でしかない効用価値を比較し、集計できるのか疑問が残る。たしかに、個々人は自分の配分状態の良し悪しを判断し、選好できる。だが、個人間の効用水準の同一性（＝同等な幸福度）をどのように規定できるのか。もし、この「アルキメデスの点（そこから基礎構造そのものを評価する基点）」がわかれば、これに対し各人が示す選好を利用して比較可能な効用指標を作成できる。例えば、すべての人が同じ効用水準である状態を、「所得のなかから一定比率の貯蓄をしたとき」と定めれば、各人はこの点に対して自分の基数的な効用指標を作成できるし、かつこの指標は比較可能なものとなる。しかし、こうしたかたちで全員一致の効用指標を発見するのはかなり困難である。

この迷路から抜け出す方法として注目されたのが、序数的な効用概念である。個人は、さまざまな社会的な配分状態に選好を有し、その優劣を順序づけることができる。この選好は配分状態の比較の上立った価値判断であり、非数量的で他の人との間で効用水準の大きさを比較する必要がないので、その分受容されやすい考え方といえる。こうした序数的効用理論を用いて公平の達成可能性を探った試みとして、H. ホックマンらの研究がある。たしかに、人々

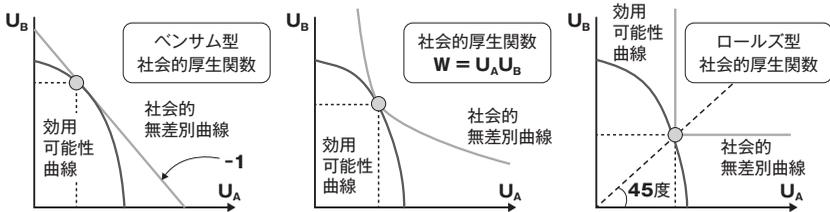
は相手の所得 (y) が自分より高い場合にも、相手を嫉妬せず、自分の報酬・所得 (x) の上昇に専心するといった「内面的な嗜好」を仮定すれば、効用関数は二つの変数 (効用と所得) で表現できるが、こうした仮定は嫉妬や羨望の存在を軽視しており、問題を極端な抽象世界に導くものでしかない。序数的な効用関数に活路を見出した「新しい厚生経済学」を、P. A. サミュエルソンが「漫画」と揶揄した由縁である。

第二に、選好理論の適用にはもう一つ K. アローの不可能性定理⁽⁹⁾という厚い壁が立ちはだかることになった。個々人の選好順序から社会の選好順序を導き出すにはいくつかの条件が必要だが、K. アローの不可能性定理は、民主制の下でそうした条件をすべて満たすのは不可能であることを証明していた。新しい厚生経済学はこの定理に前進を阻まれ、結局、序数的な効用関数を用いて公平を十分に規定できなかった。

第三に、これに関連して、個人の効用関数を基礎にした集計関数としての社会厚生関数をどのように構成するかが、重大な問題となった。社会厚生関数は、社会の構成員の選好指数をその要素として、社会全体の厚生の大さを示す関数となるが、選好指数を基数で表示する場合、効用の集計に際し人々の効用にどのようなウェイトを与えるかが問題となる。もっとも単純なやり方は、効用関数の同一性 (= 凹関数) を前提に、社会的ウェイトを 1 として社会厚生関数を導くやり方である。よく知られたベンサム型社会厚生関数 ($W = U_1 + U_2 + \dots + U_n$) は、個人の効用を単純に加算して全体の効用を引き出すものだが、それ自体分配の不平等には無頓着なので、公平の問題を扱えない。これに対し、社会厚生を全員の効用 (ないしその加算分) の積で表現するナッシュ型社会厚生関数 ($W = U_1 \cdot U_2 \cdot \dots \cdot U_n$) は、社会の構成員の効用格差が小さいことがより大きな社会厚生をもたらすタイプの関数であり、公平の観点からはベンサム型より望ましい社会厚生関数といえる。もっとも不遇な (貧しい) 人々の厚生を増大に焦点を当てたロールズの分配理論 $W = \min \{U_1, U_2, \dots, U_n\}$ は、二家計効用

モデルで見た場合、ベンサム型が傾き-1の直線、ナッシュ型が原点に向かって凸状の曲線になるのに対し、45度線上でL字型をなす。厚生経済学のモデル分析では、ロールズ型は公平ではあるが、社会厚生が一番低く、優れた分配とはいえないことになる。なお、この2家計モデルでは、2家計の消費財の合計を供給されている消費財の総量と仮定し、パレート最適が成立しているときに両家計が得る効用水準の組み合わせである効用可能性曲線を導出したうえで、社会厚生関数（=すべての消費者が同じホモセティックな選好をもつと仮定した場合には、社会的無差別曲線）を特定し、それと効用可能性曲線の接点を社会厚生水準の最大化ポイントとして求めることになる（図1）。

図1 社会厚生最大化の3パターン—効用関数が同一の場合—



こうした方向での社会厚生関数をほぼ完成させたのがバークマン＝サミュエルソンである。とくにサミュエルソンは効率と公平を切り離し、両者にウェイトをつけ、社会厚生関数を次のように定式化した。

$$W = \lambda \sum \alpha_i (x_i, z) + (1 - \lambda) g(U_1(x_1, z), \dots, U_i(x_i, z), \dots, U_m(x_m, z)) \quad (1)$$

ただし、 m ：社会の構成人数、 W ：社会全体の厚生値、 λ ：効率／公平比、 α_i ：個人 i の社会に占めるウェイト、 U_i ：財と経済政策の集合が個人にもたらす効用、 x_i ：財の集合、 z ：経済政策の集合、 g ：公平値を表す関数⁽¹⁰⁾、である。

これらが、一般的には社会厚生関数の基本タイプ⁽¹¹⁾と見なされているが、これとは別に、所得の不平等測度に対応した厚生関数も開発されており、アトキ

ンソンやセンの関数形がよく知られている（注8を参照）。

関数形の特定が難しいのは、個人レベルと社会レベルでは、次元の相違があり、個人的な効用関数を単純に集計しても社会厚生関数を導けない点にある。個人レベルでは、ある財を獲得するのにどれだけの所得を費やしているか観察することで当人の選好と選択を分析し、効用関数を推定できるが、そこでも効用関数は同一の性質を持つとは限らず、またその効用は独立的なものではなく、他人の効用と相互依存的であるかもしれない。その場合には、社会レベルでの効用の集計は困難になる。嫉妬深い人の「ひねくれた選好」が選好の集計に歪みを与えるからである。ある人々にとって所得のわずかな低下でさえ、それによる効用の低下は、所得が増加するときの効用の増加に比べずっと大きいかもしれないのである。これを回避するには、選好の集計に「ひねくれた選好」を排除するようなルールを定めなければならない。また、個人間の効用ウェイトづけの問題に加え、個人の内部における効用のウェイトづけ（＝効用に占める所得の比重）にもあるルールが必要とされよう。だが、そうすると、誰もが納得できる全員一致のルールの発見は容易ではなくなる。

こうして厚生経済学的なアプローチは再び袋小路に追い込まれたが、現在、ここから脱出する2つの試みが模索されている。一つはレスター・サローなどが提言しているもので、効用・選好概念を、個人の選好が共同意思に従うケース（「個人—倫理的選好」：ここでは個人は社会的ルールに拘束されて行動する）と所与の社会的ルールと分配状態の下でもっぱら自らの欲望を求め私利を追うケース（「私人—主観的選好」）の二つに分けるやり方である。経済ゲームのルールや所得・報酬の分配を規定するルールに関する個人の選好を前者のカテゴリーに、所与の分配状態を前提にその下で私的に効用の最大化を図るような選好を後者のカテゴリーに振り分けるのである。すると、「個人—倫理的選好」から主観的選好の要素が取り除かれるので、そこで個人主義的な社会厚生関数を規定することができる。もちろん、羨望や嫉妬がなくなるわけではないが、

そうした要素を主観的選好に属するものとして排除できることになる。例えば、ドライバーが一般的な共同意思（制限時速60キロ）に従い走行するケースが前者、自分が好みに応じ時速80キロで、もしくは時速40キロで走るケースが後者に該当しよう。

「個人—倫理的選好」に依れば、「アルキメデスの点」という問題も解決できる。効用を比較・集計するためには「客観的な基準」が必要で、二人の人間が同等な効用水準を持つときを定めなければならないが、この選好が支配する世界ではその状態を一定の社会的判断により一般的に規定できるからである。例えば、同じ所得、同じ富、同じ家族数のときに、人は経済的に同等であるといった具合に。個人が社会的規範に従い選好を行う世界で「アルキメデスの点」を規定すれば、基数的効用関数の利用は可能であり、アローの不可能性定理の制約を受けないですむことになる。とはいえ、集計関数をどのように特定するかという手続論は残る。

もう一つの脱出口は、効用理論を不確実性の世界で捉える視点である。確率論を導入することで、「効用関数の同一性」を前提に「平等な社会ほどより良い社会」であることを解いたベンサム・ピグー流の公平論の限界を乗り越えることができる。効用関数は実際には人によりさまざまである。そこでは、不平等な分配の社会のほうが「より良い社会」になることもありうる。富裕者の限界効用が、貧困者のそれを上回ることもあるからである。

この問題に対しては、すでにA.ラーナーが先駆的な研究を行っていた。彼は、効用関数は人により異なるとしたうえで、不確実性の下での期待効用を問題にした。社会には不確実性があり、また人々は「経験不足」等のため自分が何者であるかがわからず、自分の効用関数を知ってもいない。ラーナーは、こうした状態を議論のスタートに置き、効用はステイト（自然状態）によってのみ決定されると仮定したのである。ついで、効用関数モデルに不確実性の要素を入れ、より良い社会に関する規定を、「生産物の分配に対し、人々の期待効用の

和が大きい分配の社会ほど良い社会である」といった具合に変更し、そのうえで「もっとも良い社会は人々の間で生産物を完全に平等に分配する社会である」ことを論証しようとした¹²⁾。

ラーナーは、所得分配を大きな賞金クジに見立て、この問題を解いている。賞金の分配はどのようにも決められていてもよいものとされる。そこで、自分がそのクジに参加するケースを考えると、自分にはどれだけの賞金をもらえるかまったくわからない。各人にわかっていることは、その社会の富裕層になるか、底辺の貧困層になるか、その確率は同一ということだけである。このようなクジで報酬・所得を規定するルールを選択するとしたら、人々はどのようなクジのルールに従うときに公平と感じるのか。ここでは誰もクジの結果次第で最貧状態に陥る可能性がある。この状況では、すべての人が「リスク回避的」になるため、賞金の最低額の引き上げが公正なルールとして要求されることになろう。こうして、期待効用理論の観点からは、「それぞれの経済活動において、人間は最小の経済的報酬をもっとも大きくするように行動する」というマキシミン原理が支持される、というのである。

以上、二つの新しいアプローチを見てきたが、これらはロールズ正義論の再評価を要請しているように思える。

3. ロールズの正義論の意義と疑義

特定のルールが公平かどうかを決めるのに伝統的に行われてきたテストは、それがどの程度普遍化できるかということにあった。道徳・倫理の世界ではカントの定言命題（「あなたの意思の格律が常に同時に普遍的な立法の原理として妥当しうるように行為せよ」）やキリスト教の黄金律（「人にしてもらいたいと思うものは何でも、あなたがたも人にしなさい」）は、この点で社会のなかの人間の行動を規律する公明正大なルールであると考えられている。

それでは、市場でなされる経済ゲームに関し公平なルールとは何か、またそ

うしたルールをいかに設定すればよいのか。資本主義の経済ゲームにおいて、公平なルールを最初に規定しようとしたのは哲学者J・ロールズである。ロールズの議論は功利主義批判から始まる。彼は、個々人の効用の値を加算し、総効用の最大化を測るという考え方や人々の平均効用を最大化するという考え方を拒否する。そんな考え方は民主制を否定し独裁制を信任することにもなりかねない、というのである。

ロールズはルソーの哲学やカントの定言命題の枠組みを用いて、人間の「原初状態 (original position)」における正義の諸原理と経済的報酬の最適配分の両方を規定する。彼が、提唱した公平の原理は、次の二つに集約される。

第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全体システムに対し対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全体システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の〔同様に広範な〕体系と両立可能なものでなければならない (自由の優位)。

第二原理

社会的・経済的不平等は、(それが容認される場合は) 次の二条件を満たしていなければならない。－ (a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b) 全員に開かれている地位や職務に付随する〔ものだけに不平等をとどめるべき〕こと (格差原理・機会均等の原理)。

この第一原理は、広範な自由をすべての人に対して平等に保証するという政治哲学的な表現であり、至高な概念としてロールズ正義論の基礎をなしている。だが、ここで注目すべきは、分配の公平を取り扱っている第二原理である。彼は、「デモクラティックな平等」につながる格差原理を効率性原理に優先し、経済的報酬の構造もまた人々が社会契約に署名するプロセスによって決定されるべきだとし、「もっとも不遇な人々」の利益を最大限高めることを社会の目標にすべきであると主張した (「マキシミン原理」)。マキシミン原理を、社会

に受容される、むしろ積極的に採用されるべき分配上の正義 (distributive justice) として位置づけたのである。不平等や格差の存在は、その根拠、社会的な役割がリーゾナブルであるときにしか認められないのである。

そうすると、「もっとも不遇な人々」の定義が問題になるが、彼はそれを、(1) 生まれつき家族と階級が他の人々より不利な人々、(2) 生来の資質、才能が良い暮らしを許さない人々、(3) 人生の運やめぐり合わせが悪い人々と規定している。そのうえで、この種の偶然性、すなわち生来の才能の分配や社会環境の偶然性で偶々不遇に落ちた人々を不平等のまま放置するのは「正義にもとる」とし、偶然性の所産としての格差を認めないスタンスをとるのである。彼は、分配的な正義を「原初状態」および「無知のヴェール (veil of ignorance)」⁽¹³⁾ という視点から導出する。原初状態とは、「生まれてくる前の、あらゆる偶然性が作用する前の状態」であり、また近代の契約論では市民社会的な権利が合意される場でもある。無知のヴェールとは、人間がこの原初状態では知識、知能、認識などを持たず、自分の資質、能力、および分配に関する運について知識を持たず、自分の社会における地位、階級、身分を知らないことを意味する。自分がどういう階級・身分、タイプの人間であり、どんな能力を持ち、どのような運命を背負っているのか、これらを一切知らないいわば人間の原初的な状態が無知のヴェールに覆われた状態なのである。

ロールズは、原初状態の無知のヴェールに覆われた人間が選択する社会制度こそ「富=所得の分配」でマキシミン原理が貫徹する正義の社会であると唱えたが、それだけでは厚生経済学と同様、効用関数(所得が重要な変数となる)の非同一性、比較不可能性の壁に突き当たってしまう。そこで彼は「基本財(primary goods)」という概念を設け、この障害を回避する。人間は「原初状態」においては何よりも「道徳的人間」であり、そういう存在として基本財の取得が重要な問題になるというのである。基本財とは万人にとって経済・社会的な生活を営むうえで必要不可欠な財を意味し、生来人間に備わっている「(=健

康, 体力, 知能, 想像力に関わる) 自然的基本財」と「(=自由と機会, 所得と富, 自尊などに関わる) 社会的基本財」から成るものとされる。原初状態の人間が知っている事は, 自分がどんな人間であろうと, 基本財が人生にとって必需かつ最重要なものであること, そしてそれは万人に共通であること唯それだけだ, というのである。

したがって, 最貧層を「もっとも不遇な人々」と見れば, 彼らは基本財を最低限しか享受してない人々ということになる。ロールズのいう正義とは, その分配が各人の利益として認められるようなものでないかぎり, 社会的諸価値が「平等に分配されるべき」ものであるので, 基本財が最大限「もっとも不遇な人々」に多くなるように配分される社会こそ望ましい社会ということになる。

第二原理は, 経済・社会的な不平等が許容されるのは, 「(a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうる」ときだけであると規定していたが, この命題は, 完全に平等な分配状態では一方の所得だけがあがっても, 他方の所得はあがらないかぎり社会の良さに変わりはないことを (a'), またより好ましい分配状態は両方の所得が大きくなる場合だけであることを (a'') 含意している。すなわち, もっとも貧しい人の所得が最大になっている分配こそ望ましい分配ということになるのである。

この格差原理は「社会の選好」としては, ほとんどの人によって認められるものであろう。人間は原初状態では無知のヴェールに覆われているということを確認すれば, 誰れしもどのような社会に生きるにしろ, 基本財は必需にして最重要なものであり, それだけは豊富であることが望ましいと思うであろう。この点で, 彼の分配的正義は, たしかに社会的に受容されるルールであるといえよう。

ロールズの正義論については, 経済思想レベルで, (1) (マイケル・サンデルなど) コミュニタリアン, (2) (ロバート・ノージックなど) リバタリアン, および (3) A. K. センなどからの批判がある。(1) では, 人間の共同体的な存

在という視点から個々に独立した無知の人々など想定できないという批判が、また(2)では個人的な自由と私的所有権の尊重という観点から、政府による所得移転・再分配は一種の窃盗であり、たとえ再分配が社会全体の厚生を増大するにしても、もっとも貧しい人以外のすべての人は彼らの自由な経済活動を侵害され、貧しい人の所得を引き上げるために望みもしない労働を強要されかねないといった批判が寄せられている。さらに、(3)では、効用水準や基本財の配分ではなく、(身障者を含む)人間の潜在能力の平等化こそ重要との批判がなされている。だが、これらの批判とそれをめぐる論戦については別の機会に譲り、以下では厚生経済学の見地から分配的正義の概念について二つの疑義を提示しておく。

第一は、ロールズのいう公平な分配方式を生み出すには、人々の選好に非常に厳しい制約を設けなければならないことである。原初状態で道徳的人格像を前提にすることに異論はないが、現実の世界では人々がリスク愛好的な選好、不合理な選好、および「ひねくれた選好」を持つことを排除できない。ここでは、悪いことにもっとも不遇な人々が嫉妬深いこともありうる。その場合には、彼ら以外の人々の所得が大きく落ちこんでも羨望が続く可能性がある。その結果、豊かな人々の報酬額が最低報酬額に近づくときには、マキシミン原理はすべての人の所得を大きく低下させることにつながる。これは、運動会の競走で生徒全員を1等賞にするのに似ており、このルールが採択された時点で生徒は皆体育を怠けるようになり、運動能力を高める意欲を失うのではないか。現実の世界では、ロールズの公平な分配方式は、人々を貧困の悪循環に突き落としかねないのである。

第二は、マキシミン原理の適用に関わる問題である。例えば、貯蓄は消費の抑制という意味では現行世代が次世代より貧しくなることを意味するので、マキシミン原理からすれば、すべての人々の貯蓄の抑制を促すのが適当である。貯蓄は、相対的に貧しい現世代から相対的に豊かな次世代の人々に生活資金が

移転することを意味するからである。だが他面、どの世代も貯蓄しないということになれば、歴史的に実質生活水準はごく緩やかにしか上昇しないことになる。これと同様、マキシミン原理の適用が不適切と思われる状況はいくつかある。ロールズはそれをミクロ的状況として認め、マキシミン原理が適用できるのはマクロ的な状況においてだけであると主張しているが、肝心のマクロ的状況を具体的に説明していない。

とはいえ、ロールズの分配的正義の理論はこうした問題を抱えているにもかかわらず、不確実性の世界を議論に組み込んだときには重要な示唆に富むものとなる。

4. 期待効用理論と公平

効用関数は個人の選好に基づき形成されるが、選好の意思決定はその結果が不確実な状況においてなされるしかない。そこでまず、不確実性の下でどのように意思決定がなされるのか、そのモデルを簡単に定式化しておく。

いま、ある人が自分の関心事に意思決定を下す状況を想定し、その結果を集合 C (consequence) で、またその時にとる可能な行動の選択肢を集合 A (act) で表現しよう。さらに、その選択肢のなかで、彼が例えば $a \in A$ をとるとき、どのような結果が生じるかは、「自然の状態」の実現値 θ に依存するものと仮定しよう。すると、行動 a は、自然の状態が $\theta, \theta_1, \theta_2, \dots$ であるときにはそれぞれ $a(\theta), a(\theta_1), a(\theta_2), \dots$ が発生するという規則によって定義される関数 $a: \Theta \rightarrow C$ ということになる。この関数の定義域は自然状態の集合 Θ 、値域は結果の集合 C ということになる。

この自然状態の実現値について、我々はある種の確率的判断を持つことができる。各々の自然状態が生起する確率 $p(\theta)$ $\{p(\theta) \geq 0, \sum p(\theta) = 1\}$ に関して、意思決定者は主観的な確率を形成する。そこでは、意思決定者は、行動 $a \in A$ を選択するとき、「結果 c, c', c'', \dots をそれぞれ確率 $p^a(c), p^a(c'), p^a(c''), \dots$ で得る」

という見通し（プロスペクト）を立てていることになる。

したがって、不確実性の下での意思決定問題とは、プロスペクトの集合の中での選択問題にはかならない。ここでは、結果 c を確率 1 で生むもの $\{[c, c; p, 1-p] = c\}$ は、 $\{[c, c'; 1, 0] = c\}$ でもって別表現されるため、これらのプロスペクトは結果 c と同一視しても差し支えないことになる。このプロスペクトの概念を拡張すると、複合プロスペクトの概念に行きつく。いま、結果 c を確率 p (c) で生む単純プロスペクトを $L(c)$ 、結果 c' を確率 $p(c')$ で生む単純プロスペクトを $L(c')$ とすると、複合プロスペクト L^* は、

$$L^* = [c, c', \dots, L, L', \dots; p(c), p(c'), \dots, p(L), p(L'), \dots] \quad (2)$$

というかたちで表記できる。

この複合プロスペクトは一見複雑な集合に見えるが、比較的簡単に単純プロスペクトに還元できる。二つの単純プロスペクト $L^1 = (c, c'; q, 1-q)$ 、 $L^2 = (c, c'; r, 1-r)$ から成る複合プロスペクト $L = [L^1, L^2; p, 1-p]$ は、 L^1 と L^2 の第一次抽選と c と c' という第二次抽選が確率的に独立ならば、結果 c および c' の究極的な実現確率は、それぞれ

$$pq + (1-p)r, p(1-q) + (1-p)(1-r) \quad (3)$$

になる（確率の乗法定理）。したがって、この定理を用いれば、上の複合プロスペクトは、単純プロスペクト

$$L = [c, c'; pq + (1-p)r, p(1-q) + (1-p)(1-r)] \quad (4)$$

に還元できるのである。ここから、意思決定者の関心事が各結果の発生確率に絞られる場合には、 L と L^* は彼にとっては同一ということになる。

期待効用理論は、不確実性の下での選好の意思決定に関わっている。そこでは、消費者（=意思決定者）は、任意のプロスペクト $L^1, L^2 \in \mathcal{L}$ に対して、「 $L^1 \succeq L^2 \Leftrightarrow$ 消費者は L^1 を L^2 より選好するか、両者を無差別であると考える」という完備性の条件を充たす \mathcal{L} 上の選好関係（ \succeq ）を持つことになる。期待効用定理は、プロスペクトの集合 \mathcal{L} 上の選好関係が、よく知られた完備性、反

射性、推移性などの一群の合理性公理を満たす時、結果の集合 C 上の実数値効用関数 $u: C \rightarrow R$ が存在し、任意の二つのプロスペクト $L^1, L^2 \in \mathcal{L}$ に対して、

$$L^1 \succeq L^2 \Leftrightarrow \sum p^1(c) u(c) \geq \sum p^2(c) u(c) \quad (5)$$

が成立することを明らかにしている。ここで、 $p^i(c)$ は、プロスペクト L^i が結果 c を生む確率であり、したがって任意のプロスペクトの「効用」は、それが生む結果の効用 c の期待値ということになる。不確実性の下での最適な選好行動 $a^* \in A$ とは、この期待値を最大にする選好であり、任意の選好行動 $a \in A$ に対して、

$$\sum p^{a^*}(c) u(c) \geq \sum p^a(c) u(c) \quad (6)$$

を満たす選好にはかならない。この選好の比較可能性 (\succeq) に対し、追加的に (ア) 選好の連続性、(イ) 独立性の公理、(ウ) 選好の推移性、(エ) 選好の還元性、(オ) 選好の単調性など⁽¹⁴⁾の要求を組み入れた「結果の集合 C 上の実数値効用関数 u 」は、通常、フォン・ノイマン＝モルゲンシュテルン効用関数 (NM 効用関数) と呼ばれている。

ここで効用が所得にのみ依存する関数からなり、また誰もが皆同一の効用関数を持つと仮定すれば、経済的な公平は社会的厚生を最大化によって達成される。選好 a_j に対応する利得 $v_{1j}, v_{2j}, \dots, v_{mj}$ の加重平均によって定められる指数 L_j の最大化が、公平の達成上、決定的に重要な問題となるのである。ここでは、所得階層別の加重平均値の指数の算定には、ラプラス規準 ($L_j = 1/m \sum_{vij}$) が用いられることになろう。しかし、公平の問題は、社会厚生最大化の問題に還元されるような、いわばそれと同値の問題なのであろうか。

実際、消費者の行動をつぶさに観察すると、NM 効用理論は必ずしも不確実性の下での消費者の行動を正確には捕捉していないことがわかる。不確実性の世界には、発生確率を評価しうる「リスクのある状況 (risky situation)」と確率を評価しえないほどに曖昧かつサプライズな「不確実な状況 (uncertain situation)」があるが、NM 効用理論は後者のケースを考慮していないからであ

る⁽¹⁵⁾。

5. マキシミン原理とベイズ確率

リスクと不確実性の概念区分の問題はF. ナイトによって指摘されたが、これを確率論の世界で最初に根拠づけたのは、D. エルスバーグである。彼は心理実験、すなわち二つの壺（壺1：赤50個、黒50個、壺2：100個の球、赤黒の場合是不明）から球を抜き出し、球の色を推定するというゲームで心理実験を行った。いずれの壺を選択するかというと、大多数の人は同じ不確実な状況、しかも主観的な確率が同じ状況でも、確率情報がより多いような選択肢、すなわち壺1を選好することを明らかにしたのである。すでにF. ナイトは、大数の法則と最尤思想を根拠にした「数学的確率＝リスク」を「偶然ゲームの必然的確実性」と呼び、現実の不確実性、すなわち意外性（＝サプライズ）を描写していないとし、そうした確率概念を現実に応用することの有効性を否定していたが、エルスバーグの実験結果はナイトのそうした考え方の正当性を支持するものとなった。彼は、実験により、人々は確率がわかっている不確実性と比べ、確率すらわからないような不確実性を一層嫌う性向があることを実験で明らかにし、単なるリスクよりも不確実性を嫌う人間の性向を「不確実性回避」と命名したのである。

D. エルスバーグの実験結果は、人間の性向はリスク回避というより、むしろ「不確実性回避」のほうにあることを明らかにしたが、これは主観的確率による期待効用で説明できるものではなかった。

このエルスバーグ・パラドックスは、確率理論から加法性を取り除くことで、数理的に説明できる。すなわち、このパラドックスは、何も客観情報が与えられていない標本空間に、考えられるかぎりたくさんのオッズを割り当てることで解決される（標本空間の元が二つならば、オッズは100：0から0：100までの101通り）。確固たる情報がないため、幾通りもの不確実性モデルは、人々の

「迷う内面性」を表すことになる。人々の間に、たくさんの可能性をいっぺんに想定するという、いわば「マルチプル・プレイヤー（複数の信念）」が発生するのである。このマルチプル・プレイヤーから生まれる複数の期待値の中から最小値を選び、それを指標（＝「マルチプル期待値」）に据える。すると、人々はこのマルチプル期待値が最大になる行動を選択することがわかる。エルスバークの実験結果は、最悪の数値が最大化されるような行動で、すなわちマキシミン原理でよく説明されるのである。この原理は緊急時のリスク管理にも一般的に用いられており、その場合には最悪の被害がもっとも少なくなるような、換言すれば負の利益がゼロに近づくような対策が選択されることになる。

ここでの確率は非加法性の性質を有するが、これは通常、「情報の欠如」と「選択しなかった側の出来事を高く評価してしまう」人々の性向に由来するものと考えられている。「加法性をもたない確率」は、しばしばキャパシティ（静電場の研究における加法性をもたない v に因んで）と呼ばれるが、その後、D. シュマイドラーとI. ギボアは、その共同研究で、エルスバーク・パラドックスをキャパシティおよびマルチプル・プレイヤーにおけるマキシミン原理で説明しただけではなく、NMの期待効用理論の公理系を改良し、効用理論と不確実性回避のための新たな公理系を与えることに成功した。

その公理系でロールズ正義論を見直すと、彼のマキシミン原理は一つの有力な社会的選択肢であるばかりではなく、個人の意思決定レベルでも自主的に選好される有力な選択肢ということになる。ロールズの格差原理も、「生まれて来る前の、あらゆる偶然性が作用する前の状態」（＝「原初状態」）を基点に理論を展開していた。同じマキシミン原理を唱えたラーナーがその期待効用理論で人々は自分の不確実な将来に対し「等確率」のリスクを持つと仮定していたのに対し、ロールズは「原初状態にある人間は今後自分に降りかかる出来事の確率さえ知らない」とし、人々は確率的にも無知であると仮定していた。こ

れは、彼の分配的正義の概念は、期待値計算や期待効用計算とは異次元のいわゆるバイズ逆確率の世界で展開可能なことを示唆している。そこではマルチプル・プレイヤー（複数の信念）が作用し、確率が非加法性の性質を持つことが考えられるため¹⁶⁾、ロールズのいう分配の正義は、個人レベルの選択としても受容される可能性が高いのである。

このロールズの分配的正義の概念を用いて、「公平な社会」像を追求してみよう。いま、社会を構成する多数の人々（ n 人）に名前をつけ、彼らは原初状態の無知のヴェールに覆われた状態であると仮定し、そのうえで彼らが住む社会を不確実性モデルで表現しよう。すなわち、標本空間 $\Omega\{1, 2, \dots, n\}$ において、社会の在り方は多彩なステートに依存して決定されると考えるのである。ついで、このステートを大きく2群に振り分けよう。すなわち、第一群を基本財に関わるステートの集合 P （ステート $1, 2, \dots, i$ ）、第二群を基本財以外の私利性を満たす財に関わるステートの集合 Q （ $i+1, i+2, \dots, m$ ）に分けるのである。また、社会の構成員を A, B, C の3人に代表させ、 A は集合 P においてステート 1（＝容姿・器量の良し悪し）、集合 Q においてステート 1'（＝嫉妬心・羨望の強度）、 B は集合 P においてステート 2（＝病気や知的障害の有無）、集合 Q においてステート 2'（＝家族資産の大きさ）、 C は集合 P においてステート 3（＝運動・知的能力のレベル）、集合 Q においてステート 3'（＝人種・身分・階級）といった具合に、それぞれ自分の境遇、幸不幸、運命を左右するようなステートに遭遇すると仮定しよう。

ここで、重要な基本財の取得に関わるイベント集合 P のステートにあっては、その取得は社会的ルール（例えば、基本的人権の保障）によって拘束されるものと仮定しよう。すると、そこでの行動は「個人—倫理的選好」の範疇に入ることになり、これに対し残りのイベント集合 Q のステートでの選好は、欲望の充足を求め、私利を追うときの「私人—主観的選好」の範疇に入ることになる。

このように標本空間とステートを想定したとき、どのような社会設計をすれば社会構成員にとって望ましい公平を達成できるのか。ここでは二つのオプションを考えることができる。一つは、ロールズに従い、もっとも不遇な人々が享受できる基本財の範囲を拡大し、その内容を充実させる方向を目指すことである。公平の問題はイベント集合 P に関わるステートで鋭角的に発生するため、こうした選択は社会にとっても、個人にとっても望ましいものといえる。無知のヴェールに覆われると、自分がどういう人間になるのか、どのような不幸に巡り合うことになるのか一切わからないため、人にはマルチプル・プレイヤーが割り当てられてしまう。そうすると、人は自分の人生が最悪なものになる可能性に怯え、マキシミン原理を強く選好するはずである。それゆえ、もっとも不遇で恵まれない人々の厚生最大化が、もっとも望ましい合理的な社会設計ということになる。ここでの選好を「アルキメデスの点」を画定できるような基数的な効用関数で特定できれば、最低報酬・所得の最大化を追求することが、社会にとって望ましいものとなる。

だが、このオプションにはリスクな問題も伴う。第一の問題は、基本財の拡充に絡んだ問題である。すでに多くの民主国家は憲法で自由権および基本的人権を規定し、それに基づきすべての国民に基本財の提供と享受を保証する政治制度を採っている。また、基本財を享受できる権利は、政府の（義務）教育を通じて公的情報として徹底されており、人々の共有知識（common knowledge）にもなっている。それゆえ、基本財の範囲の拡大とその質の充実が政府がそこに目標を定めれば実行可能である。だが他面、先のロールズ正義論への疑義で述べたように、そのためには経済成長を犠牲にし、所得再分配や社会保障の整備で財政負担を負う覚悟が必要になる。いわば社会はそのための代償を支払わなければならないのである。このオプションは、公共・公益財などのユニバーサル・サービスのカバー範囲とその内容を限りなく拡充するという考え方と通底している。このことを考えると、健全な政府財政と経済の持続的成

長が前提とされないかぎり、このオプションはなかなか採択されにくいものとなる。

加えて、マキシミン原理をイベント集合 Q まで含めたすべてのステートに適用すると、かなりの社会的リスクが伴う。この場合、社会が行き過ぎた不確実性回避によって委縮・停滞するおそれが出て来る。社会的ミニマムが補償されている状況下で、イベント集合 Q のステートでもマキシミン原理が採用されれば、経済・社会活動において進んでリスクを取る者はいなくなり、旧社会主義国のように経済は低迷し、人々は自分の能力を十分に発揮せずに終わることになる。

ここで、もう一つのオプションが考えられる。マキシミン原理をイベント集合 P のステート（ないしその一部）にのみ限定して、イベント集合 Q のステートでは人々に最大限私利を追求する権利を認めるやり方が、それである。いわば公平基準としてのロールズの分配をイベント集合 P のステート（の一部）に限定し、イベント集合 Q のステートではすべての人々に効用最大化の追求を認めるのである。

ただし、この場合には、イベント集合 P のステートに関わる「個人—倫理的選好」の世界において最低所得の最大値を暫定的に定めると同時に、「個人—主観的選好」の世界においても効用関数をそのなかの所得要素部分に絞って基数的に規定できるような工夫を施さなければならない。そうすることで、イベント集合 Q のステートでも厚生計算が可能となり、効率性原理に基づく富ないし所得の分配が実現されよう。すなわち、期待効用最大化を、今度は公平の達成を補完する新たな牽引車にするのである。

もちろん、社会の活性化ということに重点をおけば、期待効用最大化に代えて、ハーヴィッツの規準を用いるのも一案である。それは、行為 a_j に対応する利得を $v_{1j}, v_{2j}, \dots, v_{mj}$ 、その最小値を m_j 、最大値を M_j としたとき、次式で与えられる指数 H_j を最大にする行為を選択せよという規準である。

$$H_j = \alpha m_j + (1 - \alpha) M_j \quad (7)$$

なお、ここで α は 0 と 1 の間にある定数であり、一見して明らかのように、この規準は $\alpha = 1$ のときにマキシミン規準に、 $\alpha = 0$ のときにマキシマックス規準に一致する。ハーヴィッツ規準の魅力は、一代で財を成し富裕層に加わる人々の成功物語が、社会全体に計りしれない影響を及ぼすという点にある。この効果は、中国の市場開放や途上国の経済発展でよく知られているが、資質、才知、努力、および運に恵まれれば誰でも豊かになれることを人々に知らしめ、人々に勤労・努力へのインセンティブと野心を与え、社会にダイナミズムを賦与する効果があるのである。

この第二のオプションに残る問題は、2群の確率変数 P, Q とそれに属するステート間の比重の取り方である。ここでは、サミュエルソンの効率／公平比に関する考え方が参考になる。この概念を用いれば、政府は富と所得の分布状況を観察し、確率 γ ($0 < \gamma < 1$) を用いて適当に効率と公平のバランスをとることが可能になる。イベント集合 Q で期待効用最大化が認められる場合には、

$$W = \lambda \{ \text{const.} (\min \sum \alpha_i U_i(x_i)) \} \\ + (1 - \lambda) \{ \max E(g(U_1(x_1), \dots, U_i(x_i), \dots, U_m(x_m))) \} \quad (8)$$

また、イベント集合 Q でハーヴィッツの基準が採用される場合には、

$$W = \lambda \{ \text{const.} (\min \sum \alpha_i U_i(x_i)) \} \\ + (1 - \lambda) \{ H(\alpha E(g(u_j(x_j)) + (1 - \alpha) E(g(U_j(x_j)))) \} \quad (9)$$

ここで、不公平、不平等が顕著になった場合にのみ、政府は γ の値を 1 に近づけていけばよいのである。

おわりに

現在、わが国では経済の持続的な成長が、政策上の一大課題になっている。しかし、つい数年前までは、さまざまな格差の拡大が問題視され、政権交代が起こり、民主党により所得、雇用、教育等で格差是正と弱者救済が試みられた。

だが、それによって格差社会が是正され、国民の公平感が改善されたとは到底思えない。現在、アベノミクスは再びわが国に経済成長を取り戻すべく、経済政策（金融・財政政策、規制改革）を展開しているが、再び国民の公平感が悪化するようなことがあってはなるまい。本稿は、こうした懸念から、改めてロールズの分配的正義の再評価を試みたものである。

注(1) Lester C. Throw (1975) "Generating Inequality" (小池和男・脇坂明訳「不平等を生み出すもの」, 同文館, 昭和59年)。

(2) 限界生産力説は、分配の規範理論としては不適当である。限界生産物の分配は、市場における需要構造に直接依存している。だが、市場の需要は、所得分配に依存している。その結果、限界生産物の分配は、はじめの所得分配の直接の関数にもなり、ニワトリと卵のトートロジー問題に突き当たるのである。また、限界生産力説には適用可能性に問題があり（ア、限界生産物が支払われるのは集団か、個人か、イ、資本と労働はどの集計レベルで限界生産物を支払われるのか、ウ、限界生産力説が適用される地理上の地域はどこか、等）、また規模に関する収穫一定を前提しているので、規模の経済・不経済がある場合には正および負の残余をどう処理するのかという厄介な問題にも直面する。

(3) H. ホックマンらは、人々が「慈愛」のような内面的な嗜好を持っていれば、すなわち相手の所得 (y) が自分より低い場合には、相手の所得の上昇を好もしく思い、逆の場合にも相手を嫉妬せず自分の所得 (x) の上昇のみに専心するようであれば、効用関数は二変数関数 $u(x, y)$ で表現され、所得移転により公平が達成される可能性のあることを示している。そのポイントは、「慈愛 (charity)」が貧しい人々の所得の上昇が富裕な人々の効用を高めるということにあり、上述の公益主義アプローチに類似した理論になっている。

(4) ワルラス均衡の集合とパレート効率的配分の集合の間には1対1の対応関係がある。配分と価格の組 (X, p) は、(ア) その配分が実行可能であり ($\sum X_i = \sum W_i$, 総重要 = 総供給)、かつ (イ) 各経済主体が彼の予算制約のなかで効用最大化を行っているとき ($p \cdot X'_i > p \cdot W_i$), ワルラス均衡になるが、この (X, p) がワルラス均衡であれば、このときの X はパレート効率的である (厚生経済学の第一定理)。もしそうでなく、すべての経済主体が X よりも選好する実行可能な配分 X' があると仮定しよう。すると、ワルラス均衡の性質 (イ) より、 $p \cdot X'_i > p \cdot W_i$, $i = 1, 2, \dots, n$ となる。これを加算し、実行可能性の定義を用いると、 $p \cdot \sum W_i = p \cdot \sum X'_i > p \cdot \sum W_i$ を得るが、これはワルラス均衡の定義と矛盾する。

- (5) ハル・R・ヴァリアン「ミクロ経済分析」(佐藤隆三・三野和雄訳, 勁草書房, 1986年)を参照のこと。
- (6) 経済主体に1種類の労働 q のみが存在し, かつそれぞれが異なる能力(a)を有する場合を考えてみよう。経済主体 i が q_i 時間働くと, 彼は $a_i q_i$ の量の労働を提供すると仮定する。これに対し, 経済主体 j も同じ量の労働を提供するとしよう。すると, 経済主体 i は経済主体 j の a_i/a_j 倍の労働成果をあげることになる。この場合の配分を描写するために, 各経済主体がどれだけのレジャー(=非労働時間)を持っているかを示すのが便利である。各家計の労働の総賦存量を基準化して1とおけば, 経済主体 i の消費ベクトルは $(x_i, 1 - q_i)$ というかたちとなる。このとき, 公平は, 経済主体の選好が与えられ, パレート効率的な配分の集合が決定されれば, 既に用いた技法を使い, 次のように規定できる。すなわち, 配分 $(x, 1 - q)$ は, すべての i と j について $(x_i, 1 - q_i) \succeq_i (x_j, 1 - q_j)$ であれば, 公平である。

- (7) ローレンツ曲線とは, 人口の各割合に対し, そのグループが総所得のどれだけの比率を占めるかを表す曲線を指す。ここで k 人が占める人口割合によって保有される所得比率は, $1/n\mu \sum_{i=1}^k y_i$ となるので, これを用いてローレンツ基準(\succeq^L)を定義することができる。2つの所得分布 y, y' が与えられたとき, $y \succeq y'$ ならば, y は y' よりもローレンツ優越である。この場合, 通常, y は45度線で表される絶対平等線に向かって内側に位置しているが, 二つの所得分布が複雑に交差する場合は, どちらが優越なのかのその判断はむずかしくなる。この不備を取り除くために導入された概念がジニ係数であり, それは,

$$G(y) = 1/2n^2\mu \sum_{i,j=1,2,\dots,n} |y_i - y_j|$$

によって定義される。詳しい計算式は省略するが, 絶対平等線とローレンツ曲線に囲まれた部分の面積を $S(y)$ とすれば, それは丁度, 「直角二等辺三角形の面積 - ローレンツ曲線の下側の面積(積分も可)」に等しいので, $S(y) = 1/2G(y)$ になり, ジニ係数がローレンツ優越を判断する具体的な基準になることがわかる。

- (8) アトキンソンの定理は以下の通り。二つの所得分布 y, y' が, $y \succeq y'$, かつ $\sum_{i=1}^n y_i = \sum_{i=1}^n y'_i$ を満たすと仮定する。このとき, 効用関数 u が厳密な凹関数ならば, $W^B(y) > W^B(y')$ が成り立つ。また逆に, $W^B(y) > W^B(y')$ ならば $y \succeq y'$ である。ここで任意の所得分布 y に対して $y^* = (y^0, y^1, \dots, y^n)$ としたとき, $n\mu(y^0) = \sum_{i=1}^n u(y_i)$ が成り立つならば, y^0 を均等分配等価所得という。このとき, 不平等を測るアトキンソン測度は, $a(y) = 1 - y^0/\mu$ によって定義される。これをもっと一般化したものがセンの測度である。社会厚生関数 $W(y)$ を所得 y の増加関数とし, かつ均等分配等価所得を \hat{y}^0 を $W(\hat{y}^0) = W(y)$ によって定義すると, センの測度 s は, $s(y) = 1 - \hat{y}^0/\mu$ というかたちで与えられる。また, このとき, $\hat{y}^0 = \mu(1 - s(y))$ より, 社会厚生関数を $W(y) = F(\mu(1 - s(y)))$ と定義すると, F は単調増加関数となり, これに依れば, センの不平等測度と整合的な社会厚生関数を考えることができる。これは, ジニ係数 $G(y)$ を含め任意の不平等測度 $I(y)$ でも成立し, $y = F(\mu, I(y))$ を満たす関数 F で, μ に関して単調増加, $I(y)$ に関して単調減少になるものさえ存在すれば, 成立条件は満たされる。センの一般化は一歩前進ではあったが, 逆に社会厚生関数の選択に関し, 大きな自由度を与え, その特定の手続きに新たな問題を生むことになった。

- (9) K. J. アローは, 諸個人の選好順序のリスト (R_1, R_2, \dots, R_n) に基づいて社会的選好順序 R を形成するルール(social choice rule)を厚生経済学の基礎をなす重要な礎石と考え, 二つの補助定理を用いて, 次の4つの条件を同時に満たすような社会的選択ルールは論理的に存在しえないことを示した。(ア) 広範性, (イ) パレート原理, (ウ) 情報の効率性, および(エ) 非独裁制, がそれぞれである。(ア)は, 社会的選択ルールは, 人々の選好順序がどのようなものであっても, それに対応する社会的選好順序を形成できることを意味しており, (イ)は選択が民主的であるために満たすべき要件である。また, (ウ)は市場経済における情報の分権的所有という事実と結びついたものである, 私的情報の収集が社会的選択のための情報的基礎になることを意味して

いる。最後の(エ)は、人々の間の社会的決定権の分配が不平等になることを避けようとするものであり、もっとも著しい不平等をなす独裁者の存在を許すような社会的選択ルールを排除するために必要な条件である。

- (10) 公平値は、公平をどのように評価するかで決まるが、サミュエルソンらは3つのパターンを挙げている。第一は、偏差値型であり、

$$W(\cdot) = 1/2\lambda \{U_i(\cdot) + U_j(\cdot)\} + 1/2(1-\lambda) \{-|U_i(\cdot) - U_j(\cdot)|\}$$

で表現される。ここでは2人の効用格差の絶対値の平均が大きいかほど、公平値が小さくなる。第二は、積和型であり、

$$W(\cdot) = 1/2\lambda \{U_i(\cdot) + U_j(\cdot)\} + (1-\lambda) \{U_i(\cdot) \cdot U_j(\cdot)\}$$

で表現される評価手法である。ここでは、2人の効用を掛け合わせた値が大きいかほど、公平値は大きくなる。そして第三は、格差型であり、

$$W(\cdot) = 1/2\lambda \{U_i(\cdot) + U_j(\cdot)\} + (1-\lambda) \min \{U_i(\cdot), U_j(\cdot)\}$$

で表現される。ここではもっとも効用値の低い人の効用積が大きいかほど公平値は大きくなる。これは、一部、ロールズの分配的正義の概念を用いている点に特徴がある。

- (11) 社会厚生関数は、一般的には、 $W = 1/\gamma \sum U_i^\gamma$ で表現される。ここでは、 $\gamma = 1$ ならば、ベンサム型になる。また、 $\gamma < 1$ ならば、 γ の値が小さくなればなるほど、社会厚生関数の曲率がきつくなり、 $\gamma = -\infty$ でロールズ型になり、曲線は45度線上で直角に交わる垂直線近似となる。実際に社会厚生関数で用いられる場合には、 $\gamma = -30$ で計算されている。また、効用関数が完全な基数性と完全な個人間比較可能性を持つと仮定したうえで、社会厚生関数を $W(U) = \{\sum a_i (U_i)^{\rho}\}^{1/\rho}$ で表現する場合もある。ただし、 a_i ($i = 1, 2, \dots, n$) は個人 i の社会的ウェイトを示すパラメータ、 ρ は社会厚生関数の形状を定めるパラメータである。ここですべての個人に等しいパラメータ ($a_i = 1$) が与えられると、 ρ の値の特定化に応じて、上の式は、 $W^B(U) = \sum U_i$ ($\rho = 1$ のときベンサム型)、 $W^N(U) = \times U_i$ ($\rho \rightarrow 0$ のときナッシュ型)、 $W^R(U) = \min U_i$ ($\rho \rightarrow -\infty$ のときロールズ型) となる。

- (12) 社会には不確実があり、標本空間は $\Omega = \{a, b\}$ 、オッズは1:1であると仮定しよう。ここで消費者 A, B は自分の効用関数をよくわからず、効用は状態 (state) によって決定されるものとする。また、状態 a が起きたら、 A の効用関数は $u(x)$ 、 B の効用関数は $v(x)$ であり、状態 b が起きたら、二人の効用関数はその逆になると仮定しよう。ラーナーは、より良い社会を「期待効用の和が大きい分配の社会」と定義しているのです。例えば、1000万円の所得を「 A に800万、 B に200万」分配する場合と「 A に799万、 B に201万」分配する場合とでは、当然後者の分配ケースのほうが優れていることになる。後者の分配ケースから前者の分配ケースを差し引いた効用期待値は、

$$\{(u(201) - u(200)) - (u(800) - u(799))\} + \{(v(201) - v(200)) - (v(800) - v(799))\} \times 0.5$$

になるが、カッコ内はいずれも限界効用を表しており、限界効用逓減法則より、カッコ1はカッコ2より、またカッコ3はカッコ4より大きいことになり、この式は全体として正になるからである。

- (13) 「原初状態」とは、実際の歴史的な事態とか、文化の原始的な状態ではなく、正義の構想、枠組みを定めるための純粋に仮説的な状況である。そこでは誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配などでどれほどの運・不運をこうむるかについて何も知らない。「無知のヴェール」とは、正義の諸原理を選択するとき、契約当事者たちは各自に特有な心理的な性向も何も知らない状態にあることを指す。このヴェールに覆われた状態にあっては、正義の諸原理を選択するとき、自然本性的な偶然性や社会状況による偶発性の違いが、結果的にある人を有利にしたり不利にしたりことはない。

- (14) 選好の連続性とは、任意のプロスペクト $L \in \mathcal{L}$ に対して、 $L = [c^1, c^2, p, 1-p]$ を満たす実数 $p(0$

- $\leq p \leq 1$) が存在することを、また選好の無差別性とは、意思決定者がプロスペクトに関して無差別であるならば、それが割り当てられる偶然性は気にとめないことを意味する。ここでは任意のプロスペクト $L^1, L^2 \in \mathcal{L}$ と任意の実数 $p (0 \leq p \leq 1)$ に対して、 $L^1 \sim L^2 \Rightarrow (L^1 \sim [L^1, L^2; p, 1-p])$ が成立する。さらに、選好の独立性とは、任意の3つのプロスペクト $L^1, L^2, L^3 \in \mathcal{L}$ に対して、(1) $L^1 \succ L^2 \Rightarrow ([L^1, L^3; p, 1-p]) \succ ([L^2, L^3; p, 1-p])$, (2) $L^1 \sim L^2 \Rightarrow ([L^1, L^3; p, 1-p]) \sim ([L^2, L^3; p, 1-p])$ が成立することを意味する。そして、選好の単調性とは、任意の2つのプロスペクト $L^1, L^2 \in \mathcal{L}$ に対して $L^1 \succ L^2 \Rightarrow \{([L^1, L^2; p, 1-p]) \succ ([L^1, L^2; q, 1-q]) \Leftrightarrow p > q\}$ が成立することである。なお、期待効用定理を支えるこうした「合理性の公理」と期待効用定理の一般的証明に関しては、フォン・ノイマン、オスカー・モルゲンシュテルン「ゲーム理論と経済行動」(銀林浩他訳)を参照。
- (15) あえて、リスクと不確実性の概念区分を行わないとする考え方もある。例えば、奥野正寛・鈴木興太郎「ミクロ経済学Ⅰ」は、確率が評価できない曖昧な状況と考える状態が等確率である状況は区別不可能であり、期待効用定理の拡張から任意の整合的な意思決定は期待効用最大化として定式化しようということから、かかる区別には意味がないとしている。逆確率の問題を無視しているのである。
- (16) 過去の経験と大数の法則に基づくフィッシャーの最尤思想 (=「現実起こっている出来事よりもっとも起きやすい出来事である」) と異なり、ベイズは結果から原因を探る逆推定的手法を取っている。ベイズ逆推定を用いると、効用関数でも、客観確率に基づく期待値ではなく、主観確率に基づく期待効用値が求められるが、さらに確率そのものがわかるか否かで厳しくリスクと不確実性を区別すると、エルスバーク・パラドクスが示すように、ベイズ逆推定は期待効用定理とも異なる性質を持つことになる。加えても1にならない確率が出て来るのである(エルスバークの文献を参照)。これを非加法性と呼び、このような性質を有する確率論を最初の提唱者の名に因みナイト流確率思想と称している。これは物理学のキャパシティ理論に対応しており、マルチプル・プレイヤーとは複数の確率に関する信念が存在することを意味し、ここでは考えられるオッズすべての期待値を計算し、その最小値(=マルチプル期待値)が比較され、選択がなされることになる。ロールズのマキシミン原理は、ラーナーのそれとは異なり、こうした次元で成立しているのである。

参考文献

- ・ Ellsberg, D. (1961), "Risk, Ambiguity and Expected Utility with Additivity", *Quarterly Journal of Economics*, 75.
- ・ H. Hockman and J. Rogers, (1961), "Pareto Optimal Redistribitions", *American Economic Review* 59 (September).
- ・ Lerner, A. P., (1944), *The Economics of Control*, Macmillan.
- ・ Giboa, I. and Schmeidler, D., (1989), "Maxmin Expected Utility with a Non-unique Prior", *Journal of Mathematical Economics*, 18.
- ・ フォン・ノイマン、オスカー・モルゲンシュテルン「ゲーム理論と経済行動」(銀林浩他訳)、東京図書、1972-3年。
- ・ ジョン・ロールズ「正義論(改訂版)」(川本隆史他訳)、紀伊国屋書店、2010年。
- ・ ハル・R・ヴァリアン(佐藤隆三・三野和雄訳)「ミクロ経済分析」、勁草書房、1986年。
- ・ レスター・C・サロー「不平等を生み出すもの」(小池和男・脇坂明訳)、同文館、昭和59年。
- ・ R. ノジック「アナーキー・国家・ユートピア(上)」(嶋津格訳)、木鐸社、昭和60年。
- ・ M. サンデル「リベラリズムと正義の限界」(菊池理夫訳)、三嶺書房、1992年。
- ・ A. K. セン「福祉の経済学：財と潜在能力」、岩波書店、1988年。
- ・ A. K. セン「不平等の経済学」、東洋経済新報社、2000年。

- ・ P. A. サミュエルソン「経済分析の基礎：増補版」，勁草書房，1986年。
- ・ 奥野正寛・鈴木興太郎「ミクロ経済学Ⅰ，Ⅱ」，岩波書店，1985年，1988年。
- ・ 小島寛之「確率的発想法（NHK ブックス）」，日本放送出版協会，2004年。
- ・ 武藤真介「意思決定のための統計学」，東洋経済新報社，昭和55年。
- ・ 野村友和「基礎統計分析演習」，www.econ.kobe-u.ac.jp